

## 愛知万博 20 周年記念事業協賛要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、愛知万博 20 周年記念事業（以下「記念事業」という。）の趣旨に賛同する法人その他の団体（以下「企業等」という。）が、記念事業に協賛する際に必要な事項を定める。

### (協賛)

第 2 条 この要綱において、協賛とは、愛知万博 20 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する記念事業に対して企業等が行う次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 資金協賛 記念事業の開催・運営に係る資金（以下「協賛金」という。）の提供
- (2) 物品協賛 記念事業の開催・運営に係る物品（以下「協賛物品」という。）の無償提供又は無償貸与（以下「無償提供等」という。）

2 前項第 1 号に規定する協賛金の提供は、5 万円を 1 口とする。

3 協賛物品は、物品協賛の無償提供等を申し出た企業等と実行委員会が協議して決定する。なお、協賛物品には、協賛物品を提供した企業等の名称を表示することができる。

### (募集期間)

第 3 条 募集期間は、令和 7 年 9 月 25 日までとする。

### (協賛の申込等)

第 4 条 協賛を申し出る企業等（以下「申込者」という。）は、あらかじめ、愛知万博 20 周年記念事業協賛申込書（様式第 1 号。以下「申込書」という。）を実行委員会会長に提出するものとする。

2 実行委員会会長は、前項の申込みがあった場合、申込者が次項各号に掲げる項目に該当しないことを確認し、該当しないと認めるときは、速やかに愛知万博 20 周年記念事業協賛申込受理通知書（様式第 2 号。以下「受理通知書」という。）により受理した旨を通知する。

3 実行委員会会長は、申込者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対し、愛知万博 20 周年記念事業協賛申込不受理通知書（様式第 3 号）により、速やかにその旨を通知する。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は記念事業を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団及び暴力団又は暴力団と密接な

関係を有する者

- (3) 法令又は公序良俗に反する者
- (4) 記念事業について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある者
- (5) その他実行委員会会長が不相当と判断する者

4 実行委員会会長は、同条第2項により協賛の申込みを受理された者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は、前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、愛知万博20周年記念事業協賛申込取消通知書（様式第4号）により、直ちにその旨を通知する。なお、原則として、協賛金及び協賛物品は返戻しない。

（協賛金の納入等）

第5条 第2条第1項第1号に規定する資金協賛を行う企業等は、前条第2項による通知を受けた場合、受理通知書で指定された納期限までに実行委員会が指定する口座に協賛金を納入するものとする。

2 実行委員会会長は、指定の金融機関への協賛金の納付を確認した後、資金協賛を行った企業等に対して、愛知万博20周年記念事業協賛受領書（様式第5号。以下「受領書」という。）を交付する。

（協賛物品等の納品等）

第6条 第2条第1項第2号に規定する物品協賛を行う企業等は、第4条第2項による通知を受けた場合、実行委員会が指定する方法により、協賛物品を納品するものとする。

2 実行委員会会長は、指定の方法による協賛物品の納品を確認した後、物品協賛を行った企業等に対して、受領書を交付するものとする。

（協賛の特典等）

第7条 第5条第1項及び第6条第1項の規定により協賛を行った企業等（以下「協賛者」という。）への特典は、別表のとおりとする。ただし、第6条第1項の規定による協賛者への特典は、実行委員会が協賛内容により換算した金額に基づき、別表に掲げる区分に応じたものとする。

2 複数回にわたり協賛を行った場合は、その合計額に応じた特典とする。

3 実行委員会会長は、同条第1項に規定する協賛特典の他、必要に応じて、特典を追加できる。

（特典の提供時期）

第8条 特典の提供時期は、受領書の交付日以降とする。

(特典譲渡の禁止)

第9条 協賛者は、第7条に基づく特典を第三者に移転又は譲渡することはできない。

(特典の有効期間)

第10条 第7条に基づく特典の有効期間は、令和7年12月31日までとする。

附則

この要綱は、令和6年9月30日から施行する。